

意見募集要項

1 意見募集対象

- (1) 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」の改正案について（添付資料1）

未判定外来生物に指定されている種の一部を特定外来生物に指定したことから、未判定外来生物一覧からこれらの種の削除等を行うとともに、種類名証明書の添付が必要な生物を追加指定する等の所要の改正をします。

- (2) 「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」の改正案について（添付資料2）

今般新たに特定外来生物に指定したハヤトゲフシアリ等に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める等の所要の改正をします。

2 意見募集期間

令和2年9月14日（月）～令和2年10月13日（火）17:00まで

※郵送の場合は同日消印有効

3 意見提出方法

下記の【意見提出様式】により、氏名（企業・団体の場合は、その名称）、連絡先（住所、電話番号必須）を必ず明記の上、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

また、下記の注意事項を確認の上、御意見は【意見提出様式】に沿って記載してください。

- 郵送（A4版）：封筒に朱書きで「外来生物法施行規則等の改正に関する意見」と記載してください。
- FAX（A4版）：締切間際は、回線が混み合いますので、あらかじめ余裕をもってお送りください。回線がつながりにくい場合は、郵送あるいは電子メールにてお送り願います。
- 電子メール：テキスト形式で送付してください（添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので御遠慮願います）。

<注意事項>

- 意見は、日本語で御提出ください。
- いずれの案件、いずれの外来生物に関する御意見であるかが分かるよう、明確に記載してください。
- 意見内容は、2000字以内で簡潔に記載願います。
- 郵送、FAXの場合はA4サイズ用の紙に記載の上、提出願います。
- 電子メールの場合、件名に「外来生物法施行規則等の改正に関する意見」と記載してください。また、氏名・連絡先は必ず本文中に記載願います。

(アドレス中の署名は、氏名と判断できない場合がありますので御注意願います)。

- 提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。
- 締切日までに到着しなかったもの、氏名、住所、電話番号が記載されていないもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
 - ・ 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
 - ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・ 営業活動等営利を目的とした内容

なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

【意見提出様式】

※ 各項目は必ずこの順番で記載してください。

[件名] 外来生物法施行規則等の改正に関する意見

[宛先] 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[御意見]

- 1 「1 意見募集対象」の(1)(2)どちらに対する意見か。
- 2 意見の要約(100字以内で記載してください)。
- 3 意見及び理由(2000字以内で記載してください。可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください)。

4 関連資料の閲覧又は入手の方法

- インターネットによる閲覧
 - ・ 電子政府の総合窓口 [e-Gov] <https://www.e-gov.go.jp/index.html>
- 郵送による入手

郵送により入手を希望する場合は、94 円切手を添付した返信用長 3 形封筒(郵便番号、住所、氏名を必ず明記。)を同封の上、意見提出先まで送付してください。

5 意見提出先

○ 郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 あて

○ FAXの場合

FAX 番号：03-3581-7090

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス：GAIRAI@env.go.jp